

大学教育質保証・評価センター
大学機関別認証評価

評価実施手引書

2019年12月

目次

はじめに	1
第1章 評価の概要及び実施体制について	2
(1) 評価の概要	2
(2) 実施体制	2
(3) 評価者に係る留意事項	3
(4) 評価者に対する研修	3
第2章 評価の進め方	4
(1) 評価の進行スケジュール	4
(2) 主要な事項の解説	5
第3章 書面評価	6
(1) 書面評価の実施体制	6
(2) 評価の実施方法	6
(3) 分析方法	6
(4) 書面評価による分析状況等の作成	7
第4章 実地調査	8
(1) 実地調査の実施体制	8
(2) 実地調査の事前準備	8
(3) 実地調査の実施方法等	8
(4) 実地調査の内容	9
(5) 調査結果のとりまとめ	10
(6) 実地調査のスケジュール(例)	10
第5章 評価結果(原案)の作成	11
(1) 評価結果	11
(2) 評価結果(原案)の取扱い	11

はじめに

この手引書は、大学教育質保証・評価センターが行う評価（以下、「本評価」という）に際して、評価に携わる評価者等が、その意義と方法を十分に把握しつつ共通理解の下で職務を遂行することを目的としてとりまとめたものです。

本手引書は、5つの章から構成されています。第1章では、本評価の基本的な内容や実施体制を記載しています。第2章から第5章では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。

第1章 評価の概要及び実施体制について

(1) 評価の概要

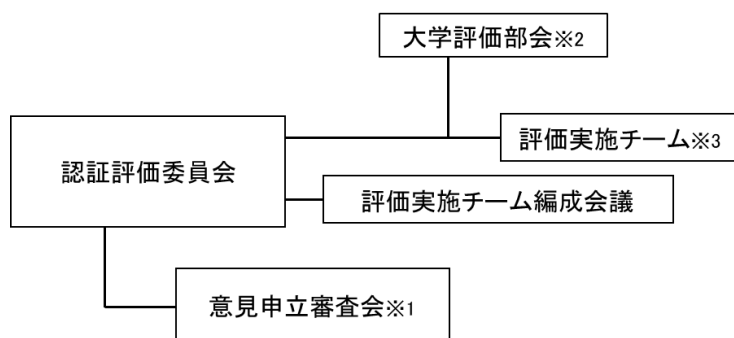
本評価は、本センターが定める大学評価基準に基づいて行います。大学評価基準は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、基準1から基準3の、合計3の基準で構成されています。

基準1の下には、法令適合性の観点から必要な事項を評価するために、10の評価事項を設けています。すべての評価事項に対する自己点検・評価の状況を総合的に勘案して、大学として相応しい質の保証が行われていることが確認できた場合、基準1を満たすと判断します。

基準2、基準3については、それぞれの評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上、特色ある教育研究の進展の取組みが適切に行われ、その取組みが機能していることが確認された場合、基準を満たしていると判断します。

(2) 実施体制

評価の実施体制は下表のとおりです。



- ※1 意見申立があった場合に設置
- ※2 必要に応じ設置
- ※3 受審大学ごとに設置

1) 認証評価委員会

○ 認証評価委員会は、大学機関別認証評価の基本的な方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、評価作業全般を総括し、評価結果に関する最終的な決定を行います。

2) 評価実施チーム及び大学評価部会

- 認証評価委員会の下に、評価の対象となる大学（以下受審大学という）ごとの状況を調査するため評価実施チームを置きます。評価実施チームは、認証評価委員会が決定する基本的な方針に基づいて調査を行い、評価結果（原案）を作成し、認証評価委員会に提出します。評価実施チームに属する認証評価委員会の委員及び専門委員¹（併せて以下、「評価者」という）は、認証評価委員会の議に基づき認証評価委員会委員長が選任します。評価実施チームの主査は、受審大学の評価に係る作業を統括します。
- 認証評価委員会の下に、評価実施チーム間の調整を行う大学評価部会（以下、「評価部会」という）が必要に応じ設置されます。

¹ 評価実施チームに所属し受審大学の調査等を担当する者として、大学の評価に関する有識者の中から選任されます。

3) 意見申立審査会

- 評価結果(案)に対して受審大学から意見の申し立てがあった場合、認証評価委員会の下に意見申立審査会を設置します。
- 審査委員の中から代表理事が選任した、審査長を置きます。
- 審査長は、当該審査会における意見のとりまとめ、認証評価委員会との連絡調整等を行います。

4) 評価実施チーム編成会議

- 認証評価委員会の下に、評価実施チームの編成を検討する、評価実施チーム編成会議を置きます。評価実施チーム会議で検討された事項は、認証評価委員会委員長へ報告されます。

(3) 評価者に係る留意事項

評価を公正に行うため、評価者は、自己の関係する大学の評価には参画できないこととします。また、評価の過程で知り得た個人情報及び受審大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします(大学教育質保証・評価センター評価実施チームに関する規程第3条及び第5条)。実地調査で面談等を行う際は、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、実地調査で回答したことが回答者の不利益とならないよう十分注意することとします。

(4) 評価者に対する研修

評価者が本評価の意義と特徴を理解し、評価を効果的に実施できるように、本センターは評価者に対して本評価の目的や方法等についての研修を行います。

第2章 評価の進め方

(1) 評価の進行スケジュール

評価は、下表の手順で進行します。

時期		認証評価委員会・意見申立審査会	評価実施チーム・評価部会
評価実施前年度	4～5月	認証評価説明会の実施	
	11月末	評価の申請受け付け	
	3月		
評価実施年度	4月		評価者研修会
	5月	点検評価ポートフォリオの受理(5月末)	
	6月		書面評価の実施
	7月		
	8月		評価実施チーム会議① 大学評価部会①※1 書面評価による分析状況の作成 ↓ 実地調査時の確認事項を決定、受審大学に通知
	9月		
	10月		実地調査期間
	11月		
	12月		評価結果(原案)の作成
	1月	認証評価委員会 評価結果(案)を大学に通知(月末)	評価実施チーム会議② 大学評価部会②※1
	2月	意見申立審査会※2	
	3月	認証評価委員会 評価結果の確定と公表	

※1 大学評価部会は認証評価委員会の判断により必要に応じ設置されます。

※2 意見申立審査会は受審大学から意見の申し立てがあった場合に設置されます。

(2) 主要な事項の解説

自己点検・評価の結果を示す点検評価ポートフォリオが、5月末までに受審大学から提出されます。これを受け、以下の手順で評価が進行します。

① 書面評価（6～8月）

各評価者は、担当する大学の点検評価ポートフォリオに基づき書面評価を行い、書面評価の分析状況を7月中に事務局に提出します。その後評価実施チーム会議を開催し、「書面評価による分析状況」及び「実地調査時の確認事項」を決定して、そのうち「実地調査時の確認事項」について、9月初旬に受審大学に通知します。

② 実地調査（10月～11月） ※具体的な日程は受審大学と本センターで協議の上決定します

評価実施チームの評価者が大学を訪問して調査を行います。実地調査では、「実地調査時の確認事項」に基づき、書面評価で確認できなかった事項や、現地で直接確認する必要がある事項、その他評価者が必要と判断した事項について実地確認、意見聴取等を行います。

実地調査は、受審大学の責任者、教職員等との面談、教育現場の視察、学生・卒業（修了）生との面談等を基本に行います。また、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者等が参加する評価審査会を開催し、特色ある教育研究に関するテーマ等について、評価実施チームの進行により意見聴取等を行います。

③ 評価結果（案）の作成（11月～1月）

実地調査で確認した内容を踏まえて評価実施チームは評価結果（原案）を作成します。作成された評価結果（原案）をもとに、認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を確定し、受審大学に対して通知します。

④ 意見申立て

受審大学は、通知された評価結果（案）に対し、意見申立てをすることができます。意見の申立てがあった場合は、意見申立審査会を設置して審議を行います。認証評価委員会は、意見申立審査会の審議の報告を踏まえて改めて評価結果について審議を行い、3月末までに評価結果を確定します。

⑤ 評価結果の通知・公表等

確定した評価結果は、評価報告書としてとりまとめます。評価報告書は、受審大学及びその設置者へ通知するほか、文部科学大臣に報告します。また、本センターウェブサイトにおいて、広く社会に公表します。

第3章 書面評価

書面評価は、受審大学から提出された点検評価ポートフォリオに基づき、大学評価基準及び評価の指針に即して行います。

(1) 書面評価の実施体制

書面評価は、受審大学ごとに編成された評価実施チームが実施します。評価実施チーム主査は、評価者の役割や分担を決定します。

(2) 評価の実施方法

評価実施チームは、受審大学から提出された点検評価ポートフォリオについて、大学評価基準及び評価の指針に即して調査・分析を行い、その結果を取りまとめます。また、必要がある場合は、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握します。

書面評価の過程において、不明な点が生じた場合や自己点検・評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、必要に応じて、センター事務局を通じ、受審大学に照会や資料提出依頼を行います。

(3) 分析方法

1) 大学の概要の確認

点検評価ポートフォリオに記載された「大学の概要」により受審大学の全体像をとらえた上で、「大学の目的」では、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本的な方針、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等について、受審大学の全体的な方向性を理解します。

2) 基準1の評価について

基準1は法令適合性を保証する観点から行う評価であり、基準の下にイ～ヌの10の評価事項が設定されており、大学から提出される点検評価ポートフォリオも、この10の評価事項ごとに見開き2ページを原則として作成されます。

見開きの左ページには自己点検・評価の状況が示されます。右ページには、基準1の評価の指針に示された特に重要と考えられる法令の一覧（以下、法令一覧とする）に対し、その関連資料が示されます。これらの内容に基づき、受審大学が行う自己点検・評価が適切であるかについて確認します。評価の際には、見開きの右ページに示す関係法令への適合状況を必ず確認します。評価事項ごとに、「書面評価による分析状況」を整理したうえで、基準を満たしているか否かの判断を行います。

分析の結果、大学としての優れた成果が確認できる取組みについては、優れた点として抽出します。また、改善を要する点があれば、その状況を抽出します。

3) 基準2の評価について

基準2の評価の指針に即して、受審大学が行う教育研究の水準向上のための取組みに対し、大学が行う自己点検・評価が適切であるかについて確認します。点検評価ポートフォリオに示される教育研究の水準

向上の取組みごとに状況を分析した上で、基準を満たしているか否かの判断を行います。

大学としての優れた成果が確認できる取組みについては、優れた点として抽出します。また、改善を要する点があれば、その状況を抽出します。

4) 基準3の評価について

基準3の評価の指針に即して、受審大学が行う特色ある教育研究の取組みに対し、大学が行う自己点検・評価が適切であるかについて確認します。点検評価ポートフォリオに示される特色ある教育研究の取組みごとに状況を分析した上で、基準を満たしているか否かの判断を行います。

大学としての優れた成果が確認できる取組みについては、優れた点として抽出します。また、改善を要する点があれば、その状況を抽出します。

(4) 書面評価による分析状況等の作成

評価実施チームは、書面評価での確認・分析に基づき、「書面評価による分析状況」を作成します。評価実施チームの主査は、「書面評価による分析状況」を踏まえ、書面評価で確認できなかった事項や追加の資料・データ等の提出を求める事項を取りまとめた「実地調査時の確認事項」を作成します。

第4章 実地調査

実地調査は、書面評価では確認できなかった事項等を中心に受審大学の状況を調査するとともに、評価審査会を通じて、特色ある教育研究の進展や内部質保証に関する取組み等について意見聴取します。

(1) 実地調査の実施体制

実地調査は、受審大学ごとに編成された評価実施チームが実施し、若干名のセンター職員が随行します。

(2) 実地調査の事前準備

1) 実地調査の進行、役割分担の決定

評価実施チームにおいては、実地調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、受審大学に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育研究活動等の状況を的確に把握できるような進行方法の方針を決定します。また、実地調査を効率的に実施するために、評価者の役割や分担を決定します。

2) 実地調査の実施日等の決定及び通知

実地調査の実施日程及び実地調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が円滑に実施できるよう、受審大学の規模や調査内容の分量等を踏まえ、センター事務局を通じて受審大学と協議した上で、評価実施チームが決定し、受審大学に通知します。

3) 調査内容等の決定及び通知

評価実施チームは、書面評価で取りまとめた「実地調査時の確認事項」を、実地調査の4週間前までを目途にセンター事務局を通じて受審大学に通知します。「実地調査時の確認事項」において追加の資料・データ等の提出を求めた場合は、事前に受審大学から回答や資料・データ等の提出を受けるものとします。

(3) 実地調査の実施方法等

受審大学の関係者（責任者及び教職員）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、必要に応じて実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生及び卒業（修了）生等との面談や、教育現場の調査を行います。具体的な調査内容は、後述の「(4) 実地調査の内容」に掲げる事項を基本とします。また、必要に応じて、新たに調査事項を加えることができるほか、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、評価実施チーム内で分担し、同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。

なお、評価実施チームのメンバーが、調査内容等に関する受審大学からの質問に回答する場合は、評価実施チーム全体の考え方に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

(4) 実地調査の内容

評価実施チームは、以下の内容を基本として、受審大学の状況に応じて実地調査を行います。

1) 受審大学の責任者との面談

「実地調査時の確認事項」に対する意見・回答について、受審大学から説明を受けます。面談者は、学長、副学長、学部長、管理職員等の責任を有する立場にある者とし、必要に応じて、評価実施チーム内で分担して実施する場合があります。

2) 教員、職員等との面談

受審大学の責任者とは異なる立場にあることを前提に、受審大学が行う教育研究活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点等があるか、自己点検・評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

必要に応じて、評価実施チーム内で分担して実施する場合があります。

3) 学生及び卒業（修了）生等との面談

学生、及び、卒業（修了）生の立場から、受審大学における教育研究活動等の状況について、優れた点、改善を要する点等があるか、自己点検・評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。必要に応じて、評価実施チーム内で分担して実施する場合があります。また、各出席者の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、学生の満足度を知る上で重要となる授業や実験・実習、演習等の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）、学習成果、学習支援等については、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

4) 教育現場の視察

授業や実験・実習、演習等の取組みが、教育現場では実際にどのように実施されているか、自己点検・評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

5) 学習環境の状況調査

学習環境（図書館、教育研究施設、自主的学習のための施設・設備及び学生支援施設等）の状況や安全・防犯面及びバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、利便性や機能性等、実態はどのようになっているか、自己点検・評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験することにより、利便性の調査も行います。

6) 評価審査会

受審大学の教職員等のほか、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者などが参加し、大学の特色ある教育研究の進展や、内部質保証に関する取組み等について、評価実施チームの進行により意見聴取等を行います。

7) 受審大学の責任者への実地調査結果の説明及び意見聴取

評価実施チームは、実地調査の最終段階で実施する受審大学の責任者との面談において、事実誤認等がないか相互確認するなど、受審大学との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、実地調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見聴取を行います。この際、実地調査中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、根拠となる資料・データ等を提出するよう受審大学に求めます。

実地調査結果の説明及び意見聴取の際の対象者は、第4章(4)1)「受審大学の責任者との面談」と同様に学長、副学長、学部長、管理職員等の責任を有する立場にある者とします。

(5) 調査結果のとりまとめ

評価実施チームは、実地調査終了後、必要に応じ「実地調査を踏まえた最終確認事項」を大学に対して通知し回答を求めた上で、調査結果を取りまとめます。

(6) 実地調査のスケジュール

実地調査のスケジュールは、受審大学の規模や調査内容等により決定することとなります。

第5章 評価結果（原案）の作成

（1）評価結果

「認証評価結果」は、以下のとおり「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかです。

- ① 基準1、基準2、基準3すべての基準を満たしている場合
「大学評価基準を満たしている」
- ② 満たしていない基準があった場合
「大学評価基準を満たさない」

評価結果では、大学評価基準を満たしているかの判断のほか、大学の優れた点や改善を要する点を示します。

（2）評価結果（原案）の取扱い

- 1) 認証評価委員会は、評価実施チームが作成した評価結果（原案）の提出を受け、当該原案を審議した上で、評価結果（案）として取りまとめます。認証評価委員会は、評価結果を確定する前に評価結果（案）を受審大学に通知します。
- 2) 受審大学は、通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、意見申立てを行います。
- 3) 受審大学から意見申立てがあった場合、認証評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行い、その結果を認証評価委員会に報告します。認証評価委員会は、その報告を踏まえて再度審議を行い、評価結果を確定します。
- 4) 確定した評価結果は、評価報告書として取りまとめます。評価報告書は、受審大学及びその設置者へ通知するほか、文部科学大臣に報告します。また、本センターウェブサイトにおいて、広く社会に公表します。